

障害者自立支援法等の「同行援護サービス」改正に伴う

重度の視覚障がいのある人々に対する外出支援の制度が変わります。

■対象となること

- ① 移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)
 - ② 移動時およびそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- ※通勤、営業等の経済的活動に係る外出や通学、通所などの通年かつ長期にわたる外出など、一部サービスの対象とならない外出があります。



■開始時期

10月1日(土)から(予定)

「同行援護サービス」を利用するためには、事前に申請が必要です。

(聞き取り調査などが必要ですので、事前に連絡ください)
※申請から利用決定まで1カ月程度必要な場合があります。

◎申し込み・問い合わせ

本庁 障がい福祉課 生活支援係
☎40-7255 FAX 25-5440



手話講習会(基礎講座)受講生募集

入門講座を昨年までに修了した人、もしくは手話サークル活動などの経験者を対象とします。

■日時(予定)

10月3日(月)～平成24年1月16日(月)までの毎週月・木曜日の全24回(10時～12時)。ただし、年末年始は除きます。

■場所

県身体障害者福祉会館(天祐一丁目)

■対象

佐賀市在住もしくは佐賀市内に勤務している人で、ほぼ全ての講座に出席が可能な人(入門講座を終了した人)

■定員

20人(定員になりしだい締切)

■受講料

無料

■募集期間

9月15日(木)～30日(金)



◎申し込み・問い合わせ

本庁 障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 25-5440



あなたの人権 わたしの人権 「平和の大切さを語り継ぐ」

先月(8月)15日は66回目の終戦記念日でした。戦争を体験した人がだんだん少なくなっていく中で、戦争の悲惨さと平和の大切さをどう伝えていくか、これからの課題です。そういう中で、大刀洗平和記念館へ研修に行きました。

戦争中、大刀洗には飛行場と飛行学校があり、戦争末期には特攻基地あるいは中継基地としてここから多くの少年が飛び立っていました。今の平和はこのような数多くの人の犠牲の上にあることを思い、大刀洗平和記念館は、昭和62年に個人によって設立されました。その後、平成21年に筑前町立大刀洗平和記念館として開館しました。

この記念館にはいろいろな戦争中の資料が展示されています。旧海軍の零式艦上戦闘機三二型(いわゆるゼロ戦)や博多湾から引き上げられた九七式戦闘機などが展示されています。

(社会同和教育指導員・山田邦雄) 佐賀市のホームページにも掲載しています。

また、若くして出撃していった少年兵の遺書や家族へあてた手紙もあります。家族への想いや国を守ることにへの想いが書かれていて涙なくしては読むことができませんでした。

最後にボランティアの人が絵本の読み聞かせをしてくださいました。山本真理子さんの「わたしの話です。宮川君という特攻兵の少年が出撃の夜にほたるになつてうどんを食べに来るという話です。心を強く打たれました。

このような多くの尊い犠牲の上にある現在の平和に感謝し、平和へのメッセージを語り続けていくことの大切さを感じました。

◎問い合わせ
人権・同和政策課 人権啓発係
(ほほえみ館内)

☎40-7367 FAX 34-4549



労働 Q&A

約束の期間が過ぎてもパートから正社員としてくれない

Q



私は、現在の会社に勤務して3カ月になります。採用時に、口頭で、最初の3カ月間をパートタイマー扱いとし、その後は正社員とする約束でした。ところが、今日、社長から「正社員にはしない」と言われました。私は、正社員にはなれないのでしょうか。

こんな対応を!

労基法第15条で定められている労働条件の明示は、労働契約の明確化のために不可欠です。入社時に、就業規則や文書等の交付により労働条件の明示を受ける必要があります。これは、後日の労働契約を巡るトラブルを防止するとともに、トラブルの早期解決にも大きな役割を持つものと思われまます。

以上のことから、労働契約の内容を明確化するために、就業規則等を確認し、不明確な部分については、事業主にその確認を求めましょう。

A



① 事業主は、労働者を雇い入れたときは、速やかに、その労働者に対して、賃金その他の労働条件に関する事項を明らかにした文書(労働条件通知書または雇入通知書)を交付しなければなりません。

② この文書がない場合は、労働条件が明確でないため、事業主と労働者の話し合いにより解決するしかないと思われまます。

相談電話番号

☎40-7079

※窓口開設時間内

◎問い合わせ

本庁 商業振興課 金融・労政係
☎40-7102 FAX 26-6244



解決の第一歩は相談から

借金問題を解決しましょう!



「給料が減ったので返済を続けることが難しくなった」「返済や生活費のために借金の自転車操業を繰り返していたが、これ以上借りられなくなり、どうすることもできない」など悩んでいる人は、消費生活センターに相談ください。一刻も早く債務整理にとりかかることが大切です。

消費生活センターでは、債務整理の方法をアドバイスするとともに、相談の内容に適した専門機関(弁護士相談など)を案内しています。匿名でも相談でき、秘密は厳守されます。まずは、電話ください。

◎問い合わせ

佐賀市消費生活センター
(アイ・スクエアビル4階 駅前中央1-8-32)
☎40-7087 FAX 40-2050

※面談による相談を希望する人は、事前に予約ください。



「海外宝くじ」誘いに乗らない、買わないことが肝心!

「外国から海外宝くじの購入を勧めるダイレクトメールが届いた」「申し込んでいないのに海外宝くじで1,600万円当たった」という書類が届いた」という相談が寄せられています。

被害に遭わないために

- ・海外宝くじを国内で購入することは刑法で禁止されています。
- ・海外宝くじの現物は手元に送られてこないで、実際に購入されているか、購入されていたとしても当選の事実を確認できず、賞金の支払いも保証されていません。
- ・「当たると書かれているから」「費用は少額だから」と安易に契約せず、絶対にお金を支払わないことが大切です。



◎問い合わせ
人権・同和政策課 人権啓発係
(ほほえみ館内)

☎40-7367 FAX 34-4549

